(平成30年度)

# 桑名市くらしいきいき教室事業委託 指定更新審査実施要領

平成30年4月三重県桑名市

# 桑名市くらしいきいき教室事業所指定更新審査実施要領

1. 委託業務名 桑名市くらしいきいき教室事業委託(指定更新)

#### 2. 目的

桑名市では、運動、栄養、口腔、認知等に関するリスクを抱える高齢者(以下「高齢者」という。)に対し、リハビリテーション専門職が、「心身機能」を改善するとともに、訪問型サービスをアセスメント及びモニタリングに関与しながら通所型サービスを提供することにより、「活動」や「参加」を促進し、生活機能の向上を目指します。

この専門的なサービスを短期集中で提供する、桑名市くらしいきいき教室(通所型サービスC)事業実施要綱(平成27年桑名市告示第150号)に規定するくらしいきいき教室(通所型サービスC)及び桑名市介護保険特別給付くらしいきいき教室事業費支給要綱(平成27年桑名市告示第157号)に規定する介護保険特別給付くらしいきいき教室事業費の支給対象となる事業(以下、「くらしいきいき教室」という。)を実施する事業者の指定更新について審査を行う。

#### 3. 指定有効期間

原則、平成30年7月1日から平成33年6月30日までとするが、指定更新審査の結果によっては短縮する場合がある。

## 4. 委託業務の概要等

#### (1)利用者について

くらしいきいき教室の利用者(以下、「利用者」という。)は、当市に住所を有し、介護保険法に基づく要支援1及び要支援2の認定者又は基本チェックリスト該当者を対象として、介護予防ケアマネジメントに基づき必要と認められた者のほか、介護保険特別給付くらしいきいき教室事業費の対象者とする。

#### (2)業務内容

① くらしいきいき教室の提供期間は一人12箇月中において、原則3箇月、最大6箇月以内かつ、同サービス利用については原則として6箇月期間をあけることとする。くらしいきいき教室を実施する受注者は、利用者に原則週2回(少なくとも週1回)以上の送迎を伴う通所型サービスを提供するとともに、月1回以上の訪問による支援を一体的に提供することにより、生活機能の向上を図ることに努めることができること。

ただし、通所に係る送迎及び訪問に関しては、訪問系の居宅サービスの指定 を受けた事業所に委託することができる。 ② 受注者のリハビリテーション専門職と訪問を担当する職員は、一緒に利用者 の居宅を訪問する。その際には、リハビリテーション専門職と訪問を担当する 職員は、共同して利用者に対する身体状況等を評価し、生活機能向上につなが るような視点をもってアセスメントを行う。アセスメントには、地域生活応援 会議で使用する様式を用いることとする。

ただし、事業者が、それに加えて独自のアセスメント様式を用いて、より多角的な観点から利用者の状態等を捉えるために追加で別途行う場合は差し支えないものとする。

- ③ 受注者又は受注者から委託を受けた事業者は、計画を作成するとき、担当介護支援専門員のケアプランに示されている目標に沿って、利用者が原則3箇月、最大6箇月で達成可能な目標及び1月ごとの援助内容を設定すること。
- ④ 担当介護支援専門職員が作成した介護予防サービス計画書に基づき、通所・ 訪問それぞれの計画を作成する。それぞれの計画は、原則3箇月、最大6箇月で 達成可能な目標に向けて、一体的に実施されるよう作成すること。

なお、計画作成の際には、地域生活応援会議で使用する様式を用いることと する。

- ⑤ 受注者は、サービス提供を開始する前に、利用者に対し、計画の内容、原則3 箇月、最大6箇月で達成可能な目標、1月ごとの援助内容、その他くらしいきいき数室に関する情報について十分に説明すること。
- ⑥ 受注者又は受注者から委託を受けた事業者は、地域生活応援会議に向けての アセスメント等必要な資料を事前に作成し、提出すること。

また、地域生活応援会議においては、アセスメントに基づいた個別支援計画 案について説明すること。助言を受けた内容については高齢者への説明を誠実 に行い、同意を得、修正等必要な手順を行うこと。計画に基づき、それぞれの利 用者の状態像に応じて生活機能の向上を図るサービスを提供すること。

- ⑦ 受注者又は受注者から委託を受けた事業者は、計画に基づき、それぞれの利用者の状態像に応じて生活機能の向上を図るサービスを提供すること。
- ⑧ 受注者又は受注者から委託を受けた事業者は、計画実施上の問題点があれば、 担当地域包括支援センター及び担当介護支援専門員と協議したうえで計画を修 正すること。
- ⑨ 受注者又は受注者から委託を受けた事業者は、リハビリテーション専門職の参加を得て、利用者の目標の達成度と生活機能について指定した様式を用いてモニタリングを毎月行い、関係者間で情報を共有しなければならない。
- ⑩ 受注者は、計画終了後、リハビリテーション専門職の参加を得て、事後アセスメントを行い、その結果を利用者及び担当介護支援専門員に報告すること。
- ⑪ 受注者は、運動機能の向上訓練に加えて、可能な限り、利用者の栄養改善を目

的とした栄養食事相談や栄養管理及び利用者の口腔機能の向上を目的とした口腔清掃の指導や摂食・嚥下機能に関する訓練の指導等を行い、生活機能全体の向上を図ることが望ましい。

- ② 本サービスと同等の内容を市町村特別給付の対象者にも提供するものとする。 ただし、その際には、地域生活応援会議を経るものとする。
- ③ 受注者又は受注者から委託を受けた事業者は、利用者の異状及び緊急を要する事象を確認したとき、若しくはそのおそれがあるときは、速やかに適切な対応に努めるとともに、発注者及び担当介護支援専門員等に連絡を行うこと。

また、必要に応じて、消防署への通報を行わなければならない。

さらに、負傷又は死亡事故、自然災害、サービス提供中に利用者が行方不明になったとき、職員の不祥事、食中毒及び感染症が発生したときは、くらしいきいき教室事故発生報告書を作成し、速やかに発注者へ報告すること。

なお、その後の事故に対する対応状況及び経過等については、発注者の指示 に従うこと。

#### 5. くらしいきいき教室の人員基準・設備基準

受注者は、介護保険法に基づく通所系サービスの指定を受けているものとする。 また、本事業の人員基準・設備基準等において満たすべき基準は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)第93条から第95条までに準ずる。ただし、併設する指定居宅サービス又は地域密着型サービスの運営基準を遵守した上で、当該サービスの提供に支障がない範囲で、当該サービスの提供時間帯に同一の場所を使用して、くらしいきいき教室の提供を行うことは可能であるが、この場合には、プログラムとサービス提供を行う人員を明確に区分して行うこと。

また、事業所の敷地内等に隣接する建物等のスペースで実施する場合において も、人員基準及び設備基準は上記基準に準ずるものとする。

なお、リハビリテーション専門職に関しては、理学療法士、作業療法士及び言語 聴覚士が望ましい。

ただし、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、健康運動指導士又は 高齢者の特性を熟知したスポーツインストラクターに限り、本件における「リハ ビリテーション専門職」として認めることとする。

これ以外に、本サービスにおいて、訪問型サービスを委託して行う場合には、訪問系の居宅サービスの指定を受けた事業所に委託するものとする。

#### 6. サービス単価及び利用者の自己負担について

期間		サービス単価	利用者自己負担
通所型サービスを	1箇月から3箇月	22,000 円/	2,200円
週1回提供	目まで	月	(サービス単価の1割)
	4箇月から6箇月	18,000 円/	1,800円
	目まで	月	(サービス単価の1割)
通所型サービスを	1箇月から3箇月	43,000 円/	4,300円
週2回以上提供	目まで	月	(サービス単価の1割)
	4箇月から6箇月	35,000 円/	3,500円
	目まで	月	(サービス単価の1割)

※1 サービス単価から利用者自己負担を差し引いた額を支払います。

#### <元気アップ交付金>

本サービスを使用して、6箇月の間、介護予防・生活支援サービス通所型サービスB及び訪問型サービスB、C、Dのみになった場合もしくは、サービスを利用していない場合において元気アップ交付金を交付する。

ただし、利用者のサービスメニューが変更された場合には、必要に応じて、随時 見直しを行うこととする。

交付される対象者及び交付金額は次の表のとおりである。

事業所	利用者	介護支援専門員
18,000円	2,000円	3,000円

- ※2 市町村特別給付の対象者に実施した場合には、介護支援専門員の元気アップ 交付金は交付されない。
- ※3 未収保険料その他の未払金がある場合、利用者の交付金は、未収保険料その他の未払金に充当することがある。

#### 7. 指定更新審査の理由

指定更新の審査を行うことにより、本サービスを実施する能力がある事業所を総合的に審査し、決定することができる。また、市の求めるサービス水準の維持の確認及び効果的な介護予防の方法が広く考案され、そのことにより高齢者の自立支援が図られると考えられる。

# 8. 実績の公表

利用者本人の同意を得た上で、本サービスを受ける前後の状態及び「卒業」等の実績を明確化し、地域に向けて本サービスの取組みについての「見える化」に協力すること。

なお、市が本サービスの実績の提出を求めた時は、速やかに提出すること。

#### 9. 参加資格要件

この指定更新審査に参加しようとする者(委託を受けた事業者を含む。)は、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- (1) 法人格を有し、くらしいきいき教室を理解し、円滑にこの業務の実施が可能な事業者であり、業務委託契約の締結が可能であること。
- (2) 平成30年4月1日現在で、通所介護等に係る指定居宅サービス事業者の指定又は認知症対応型通所介護等に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けている桑名市内の事業者であること。
- (3) 平成30年4月1日現在で、くらしいきいき教室のサービス提供を行っている事業者で、平成27年度、平成28年度、平成29年度のサービス利用の実績が一定数あること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 国税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成21年桑名市告示第206号)に基づく入札からの排除措置を受けていないこと。
- (8) その他関係法令、規則等に違反していないこと。

#### 10. 審査の事務手続き

○事業スケジュール及び事務手順

内容	期限等
指定更新審査実施の公告 (ホームページ掲載)	4月23日(金)~5月21日(火)
質問の受付期限	5月9日 (水)
質問に対する回答	5月15日(火)
指定更新審査申込み期限	5月21日(月)
提出書類の提出期限	5月29日(火)
指定更新審査	6月上旬
審査結果の通知	6月中旬
委託契約締結	6月下旬

なお、委託契約締結後、適宜、説明を行う予定とする。

#### 11. 事務手順の手続き

(1) 指定更新審査実施の公告(ホームページ掲載)

指定更新審査実施要領は、桑名市ホームページに掲載するほか、桑名市保健福祉 部介護高齢課窓口でも、平成30年4月23日(月)から配布する。

なお、窓口にて交付を受ける際は、事前に連絡をすること。

- (2) 本指定更新審査に係る説明会は、開催しない。
- (3) 質問の受付・回答
  - この審査や内容に関する質問を次のとおり受け付ける。
  - ①受付期限:公告の日から平成30年5月9日(水)午後5時15分まで
  - ②受付方法:質問書(様式第6号)に内容を簡潔にまとめ記載し、直接持参、又は郵送にて提出すること。

郵送にて提出する場合には、受付期限までに発注者に到達したもののみ回答する。質問受付の終了時刻は着信主義とし、受領しているか否かの判断は、発注者が判断するものとする。

- ③質問の回答:質問書に対する回答は、原則として質問者のみに書面で郵送にて 回答するものとし、電話及び口頭等での個別対応は行わない。
- (4) 指定更新への申込み

指定更新審査の希望者は、次の書類を作成のうえ提出期限までに提出すること。 期限までに提出がない場合は、指定更新を受けることができない。

- ①提出書類
  - ア) (様式第1号) 指定更新審査申請書 1部
  - イ) (様式第2号) 申立書 1部
  - ウ) (様式第3号) 役員名簿 1部
  - 工) (様式第4号) くらしいきいき教室についての確認書 1部
  - 才) (様式第5号) 個人情報保護への取組み 1部
  - 力)(参考資料)経歴書 1部
  - キ)定款又は寄付行為(任意様式可) 1部
  - ク)組織図(任意様式可) 1部
  - ケ)緊急時対応マニュアル(任意様式可) 1部
  - コ)人員体制・施設及び設備についての資料(仟意様式可) 1部
  - サ)事業所の平面図(各室面積・事業実施場所を明記) 1部
- ②提出期限

平成30年5月21日(火)午後5時15分まで

#### ③提出場所

桑名市役所1階 保健福祉部 介護高齢課 介護予防支援室

#### 4提出方法

直接持参にて提出すること。直接持参以外の方法による提出は一切受け付けない。

⑤指定更新審査参加の通知

審査については、申請書提出締切り後に全ての申請者に電話連絡をし、参加資格のある事業者については、指定更新審査の詳細等を別途通知する。

- (5) 指定更新審査に必要な書類の提出
  - ①提出書類

ア)くらしいきいき教室指定更新理由書 13部(正本2部・副本11部)

- イ)くらしいきいき教室実施マニュアル 13部(正本2部・副本11部)
- ウ)登記事項証明書(全部事項証明書) 1部
- 工)完納証明書(市町村税) 1部
- 才)納税証明書(その3)(国税) 1部
- 力)法人印鑑証明書 1部
- 丰) 収支計画書、損益計算書、貸借対照表(平成29年度) 1部
- ②提出期限

平成30年5月29日(火)午後5時15分まで

③提出場所

桑名市役所1階 保健福祉部 介護高齢課 介護予防支援室

4提出方法

直接持参にて提出すること。直接持参以外の方法による提出は一切受け付けない。期限までに提出のない場合は、指定更新を受けることができない。

- (6) 更新審査理由書作成上の留意事項
  - ①更新審査理由書の様式は、A4版縦長横書き両面印刷、左綴じとし、使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。図面等の補足資料は、必要に応じてA4版横、A3版等にて使用して差し支えない。A3版の用紙を使用する場合には、片面印刷とし、片袖折りにすること。
  - ②使用する言語は日本語(ただし、専門用語は除く)とし、通貨の単位は日本国通貨とする。
  - ③審査資料は、明瞭かつ具体的に分かりやすい言葉を使用するなど工夫をすること。
  - ④更新審査理由書及びくらしいきいき教室実施マニュアルはファイリングし、インデックスを付けて製本すること。
  - ⑤13部のうち11部は副本とし、事業者及び個人が特定できる記述部分全て(代表者印を含む。)について、マスキング(塗りつぶし)を施すこと。また、残りの2部は正本として、綴りの表紙と背表紙に「法人名」を記載すること。

#### (7) 指定更新審査及び選考

指定更新の審査は、平成30年6月上旬に、審査機関による書類審査にて行う。

#### ①審査機関

「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会 介護サービス事業者選定部会」の 委員5名及び発注者職員5名(保健師、介護支援専門員、社会福祉士、リハビ リテーション専門職を含む。)が、審査を行い採点する。

#### ②選定方法

- ア)「桑名市くらしいきいき教室事業委託審査基準(指定更新)」及びその他提出された書類に基づいて審査機関の委員が採点を行う。
- イ)書類審査の各委員の採点を合計し、その点数の7割を最低基準点とする。
- ウ)指定更新にあたり、各委員の意見を踏まえて、別途条件を付する場合がある。

#### (8) 審査結果の通知

結果については、全ての参加者に文書で通知し、合わせて、桑名市ホームページ にも掲載する。

なお、審査結果に係る異議申し立て等は、一切受け付けない。

#### (9) 契約手続

指定更新審査は、発注者の意向に沿ったサービスの提供を実施可能な事業者を審査するものであるため、仕様の内容は、現在提供されているサービス内容を基本とし、受注者と発注者が協議し、関係法令の規定に基づき契約手続を行う。

#### (10) 事業者指定

指定更新審査を経て、発注者と契約を締結した受注者は、くらしいきいき教室の 事業者として「更新申請書」桑名市くらしいきいき教室(通所型サービスC)事業実 施要綱(平成27年桑名市告示第150号)の指定様式を提出後、市が指定を行う。

#### (11) 決定の取消し

次に掲げる事項に該当するときは、決定の取消しを行うことがある。

- ①提出書類に虚偽等の内容が含まれていることが判明した場合。
- ②委託業務開始日より、業務が開始できない場合。
- ③発注者の指導に従わない場合。
- ④その他事業執行上、支障が発生した場合。

なお、参加申込み時点において参加資格を有する場合であっても、契約締結までの間に参加資格を喪失することになった場合は、契約を締結しない場合があり、かつ、決定の取消しに伴い損害が生じた際には、当該受注予定者は発注者に対し賠償の責めを負うものとする。

### 12. 全般的な注意事項

- (1) 参加者は、指定更新審査申請書(様式第1号)の提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 指定更新審査に参加する費用は全て参加者の負担とする。
- (3) 本指定更新審査に提出された書類に係る修正又は変更等は一切認めない、また、 理由を問わず返却しない。
- (4) 本指定更新審査に提出された書類等は、桑名市情報公開条例(平成 16 年桑名市条例第 20 号)に規定する非開示情報に該当する部分を除き、同条例の規定による公文書開示の対象となるが、参加者に無断で本件以外の用途に使用しないものとする。
- (5) 受注者において、一部の業務を他の者に委託する場合には、発注者に承諾を得るものとする。

# 問い合わせ先

桑名市役所 保健福祉部 介護高齢課 介護予防支援室 〒511-8601 桑名市中央町二丁目 37番地

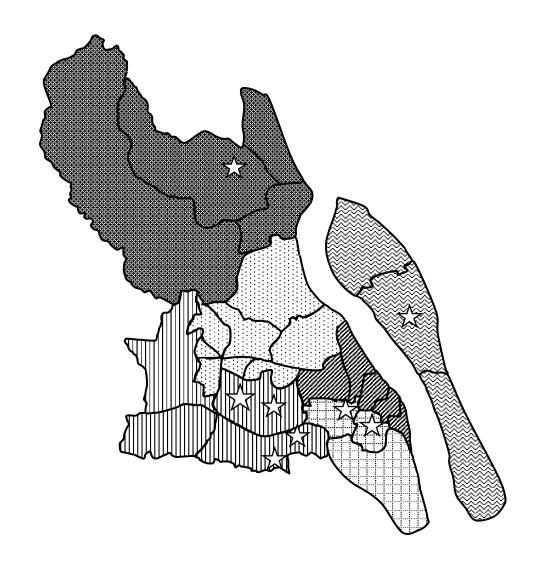
> TEL: 0594 - 24 - 5104 FAX: 0594 - 27 - 3273

E - mail: kaigoyobom@city.kuwana.lg.jp

# ○「桑名市くらしいきいき教室事業委託審査基準(指定更新)」 (配点は委員一人当たりの点数)

評価項目		評価基準	配点
1	市の計画に対する理解及び 地域包括ケアシステムにお けるくらしいきいき教室の 果たす役割について	介護事業者として、本サービスの意義と理解度及びその役割について、利用者の生活機能向上の視点に立った事業運営ができるかどうか	10
2	専門職及び本事業に携わる 職員の考え方及びサービス 提供	介護予防サービス対象者に対する「自立支援」の考え方と「くらしいきいき教室」が提供するサービスに関する考え方 サービス利用に関する合意形成について	10
3	リハビリテーション専門職 によるアセスメント及びモ ニタリングへの関与	理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を 始めとするリハビリテーション専門職が適 切に関与し、アセスメント及びモニタリン グに基づいた適切なゴール設定及びそれに 向けたサービスの提供が行えているか	10
4	指定更新を行う理由	更新申請を行う理由 「くらしいきいき教室」のメリット・デメリット	10
5	通所・訪問サービスの一貫性	通所サービス及び訪問サービスが一貫した サービスの提供内容となっているかどうか	10
6	運動機能・生活機能向上以外 の口腔・栄養等への取組みに ついての工夫	利用者視点に立った取組や必須となっている内容以外に積極的かつ独自の考えのもとでのどのような取組みを行っているか	10
7	利用者のサービス利用開始、 利用中、利用終了後のそれぞ れについての考え及びその 対応策	本サービスにおける利用者の状態に応じた 適切な対応とサービス利用終了後の考え 等、サービス終了後におけるビジョンが立 てられ、かつ、それに向けて適切なサービス 提供を行えているかどうか	15
8	施設の環境と設備	どのような設備があり、どのようなサービ スを提供することができるのか	5
9	桑名市の「地域包括ケア計 画」に盛り込まれた考え方の 共有	「健康・ケア教室」、「地域生活応援会議」 等で保険者に協力的かどうか	10
10	「くらしいきいき教室」の 利用実績	くらしいきいき教室の事業開始からの利用 実績	10

【参考】桑名市くらしいきいき教室事業所(平成30年3月末現在)



事業所	所在地
桑名福祉センターデイサービス	桑名市額田 455 番地 3
多度デイサービスセンターすこやか	桑名市多度町多度 1 - 1 - 1
通所介護 ほほえみ	桑名市桑部八左衛門新田 1079 - 1
デイサービスセンター 木もれび	桑名市桑部 2533 番地 3
長島デイサービスセンターほほえみ	桑名市長島町松ヶ島 66 番地
リハビリ専門デイサービス エバーファイン	桑名市西別所 422 番地 1
クオ	桑名市大福 214 番地
リハビリデイサービス nagomi 桑名店	桑名市江場字寺前 599 番地 1